

日本実験動物医学会前島賞表彰規程

第1条 本会は実験動物医学に関し特に優れた業績をあげた本学会会員を顕彰し、前島賞を授与する。

2. 受賞候補者は原則として個人とし、受賞年度末において37歳以下の正会員に1回に限り授与する。
3. 表彰は通常総会において行う。

第2条 表彰に関する経費は前島基金とする。

第3条 表彰は毎年1件とし、賞状と副賞からなる。

2. 副賞の内容は理事会において決定する。

第4条 前島賞の選考対象となる業績は、当該年度の日本獣医学会実験動物分科会で口頭発表された一般演題とする。

第5条 本賞に対する受賞候補者の選考は前島賞選考委員会が当たり、選考の経過ならびに結果は書面をもって会長に報告する。

2. 選考委員会の委員は会員の中から選考し、委員長は理事が当たる。

第6条 会長は選考委員会の選考結果に関する報告を理事会に諮り、受賞者を決定する。

付記 本規程の改廃は理事会の決定による。

本規程は平成16年4月4日から施行する。

本規程は平成24年4月1日から施行する。